

介護保険制度の運営基盤強化と人材確保を求める件

平成26年の介護保険法の改正では、「社会保障と税の一体改革」の一環として、地域包括ケアシステム構築の推進、一定以上の所得のある利用者の2割負担の導入等が定められました。また、予防給付のうち訪問介護及び通所介護については、市町村が地域の実情に応じて取り組む地域支援事業へ移行することとなり、サービスの地域格差が懸念されています。

介護の現場における人材不足は極めて深刻であり、人材確保が困難な介護事業者は、介護報酬の引き上げを期待していましたが、処遇改善加算等を除く報酬本体の改定率は、実質-4.48%と過去に例のない大幅な下げ幅となり、中小の介護事業者の事業廃止や倒産の増加、介護関連企業の合併・買収の加速化など経営の悪化を招く事態となっています。介護事業者の倒産等により利用者の受け皿のなくなった地域では、介護難民が発生するリスクが高まるなど、深刻な影響が生じています。

また、平成37年（2025年）頃に団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会を迎え、医療費の急増や介護人材の大幅な不足等が懸念される、いわゆる医療・介護の「2025年問題」に対応する必要がある、介護人材養成は喫緊の課題です。さらに、東日本大震災の被災地では、施設整備費が高騰し、当該地域の社会福祉法人による特別養護老人ホーム等の介護施設の計画的整備・改修に支障が出ています。

よって、国会及び政府におかれては、利用者が安心してサービスを受けられるとともに、介護事業者の経営が安定し、介護従事者の雇用環境が改善されるよう、下記の措置が速やかに講じられることを強く要望します。

記

- 1 介護報酬の大幅な引き下げは、事業経営や介護人材確保に深刻な打撃を与え、制度の持続可能性を妨げることから、速やかに処遇改善加算の報酬本体への組み入れを含む介護報酬の抜本的改善を行うこと
- 2 地域支援事業のサービスレベルを維持し、地域格差を解消するため、国の財政支援を継続するとともに、次期制度改正にあたっては、要支援者・要介護者へのサービスの地域支援事業へのさらなる移行は慎重に検討すること
- 3 医療・介護の「2025年問題」に対応するため、「地域医療介護総合確保基金」の充実・弾力的活用に加え、特に介護人材の確保については、国の主導により実効性のある支援策を確立すること

- 4 施設整備費が高騰している東北の被災3県において、当該地域の社会福祉法人による特別養護老人ホーム等の計画的な整備・改修を推進するため、国による財政支援策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 様

仙台市議会議長 岡部恒司